

令和4年4月26日

住居確保給付金受給者及び受給終了者各位

沖縄県就職・生活支援
パーソナルサポートセンター

住居確保給付金の特例による「再支給」の申請について

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、令和3年2月1日付けで生活困窮者自立支援法施行規則が改正され、住居確保給付金の支給を受けたことがある方について、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、特例により、再支給の申請が可能となりました。

また、令和4年6月30日までとされていた特例による再支給の申請期間が、令和4年8月31日までに延長されます。

申請を希望される方は、下記について御確認の上、沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンターにお問合せください。

記

1 特例による再支給の申請期限等

- ① 申請期限：令和4年8月31日まで(令和4年6月30日から延長)
- ② 支給期間：最長3か月間

2 留意事項

- ① 申請書類提出後、福祉事務所による支給要件の審査があり、支給あるいは不支給が決定されます。
- ② 特例による再支給の支給要件や申請に必要な書類は、初回申請時(1か月目～3か月目)の要件及び書類と同様となります。
- ③ 特例による再支給の受給は一度限りとなります。

※ 解雇等による再支給は、本特例による再支給とは別の申請手続きとなります。
詳細はお問合せください。

【お問合せ先】

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター

北部事務所

〒905-0017 名護市大中 3-9-1 ろうきん2階

TEL: 0980-43-0240

中部事務所

〒904-2155 沖縄市美原 1-11-3

TEL: 098-923-0881

南部事務所

〒901-1104 南風原町宮平 496-21 SKSビル1階

TEL: 098-851-7105

南部支所(離島町村部)

〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1 グッジョブセンター
おきなわ内

TEL: 098-917-5407